

大阪広域水道企業団告示第 5 号

平成23年大阪広域水道企業団告示第 3 号（出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成28年10月 3 日から実施する。

平成28年 9 月30日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
2 収納取扱金融機関 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社近畿大阪銀行 株式会社池田泉州銀行 株式会社関西アーバン銀行 <u>株式会社みずほ銀行</u>	2 収納取扱金融機関 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社近畿大阪銀行 株式会社池田泉州銀行 株式会社関西アーバン銀行